

指定（介護予防）居宅療養管理指導事業 運営規程

医療法人 京都翔医会 西京都病院

（介護予防）居宅療養管理指導 運営規程（第 19 版）

（事業の目的）

第 1 条

この規程は、医療法人 京都翔医会 西京都病院が開設する「居宅療養管理指導 事業所」（以下「事業所」という）が行う指定居宅療養管理指導及び、指定介護予防 居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師等が通院困難な要介護状態又は、要支援 状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じた療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質向上を図ります。サービスの内容に応じて、医師・歯科医師又は薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が担当します。

（運営の方針）

第 2 条

- 1 利用者の要支援、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行います。
- 2 自ら行う居宅療養管理指導の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 3 サービスの提供に当たっては、訪問診療等により、常に利用者の病状及び心身の状態を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅療養管理指導事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供又は利用者やその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についてアドバイス等を行います。
- 4 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう助言または説明を行う。
- 5 サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている 環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
- 6 アドバイスの内容等の要点を診療録に記載します。

事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令 第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人 京都翔医会 西京都病院 居宅療養管理指導事業所
- (2) 所在地 京都市西京区桂畑ヶ田町 175 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、従業員の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握や、その他の管理を一元的に行うものとし、また医学的観点から計画の作成に必要な情報提供、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導を行う。

- (2) 従業者 医師 2 名 薬剤師 1 名 管理栄養士 1 名 歯科衛生士 1 名
- サービスの実施、報告を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（祝祭日及び年末年始の 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。土曜日は午後 1 時までとする。

(居宅療養管理指導サービスの内容及び利用料金)

第 6 条

- 1 事業所は、事業所に属する医師・歯科医師又は薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士を派遣し、別紙重要事項説明書の内容の居宅療養管理指導サービスを提供します。
- 2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領分以外の場合は介護報酬額の相当額とする。
- 3 第 7 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅療養管理指導に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条

通常の事業の実施地域は、京都市西京区全域とする。

(緊急時・事故発生時等における対処方法)

第 8 条

- 1 サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を 作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をする。
- 2 前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告をします。
- 3 万が一何らかの事故等が起こった場合、適切な対応を行うとともに、利用者の保険者である市町村、利用者の家族等に連絡する。

(虐待の防止について)

第 9 条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定。
- 2 成年後見人制度の利用を支援。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 4 虐待防止のための指針の整備をする。
- 5 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施。
- 6 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 10 条

- 1 サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 5 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 6 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施す

る。

(業務継続計画の策定等について)

第 11 条

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(従業者の就業環境の確保について)

第 12 条

- 1 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。事業所内、利用者のご自宅等において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の各号の行為は組織として許容しない。
- 2 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- 3 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- 4 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及び家族等が対象とする。
- 5 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
- 6 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 7 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(その他の運営に関する重要事項)

第 13 条

- 1 事業所の医師及びその他の従事者は、社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、その他のサービス事業所及び介護保険施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行います。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇

用契約の内容とする。

- 4 事業所は、(居宅療養管理指導)に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に関する事項は、医療法人 京都翔医会 西京都病院が定める。

附 則 この規程は、令和 2 年 8 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。